

## 第5章

### 施策の推進

## ◆第5章 施策の推進

### 1. 計画の推進に向けて

#### (1) 計画の推進

本計画は、子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援事業計画のほか、「～第3章の基本理念～」を実現するための計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。

そのため、全庁的に広く連携し、朝倉市全体として子ども・子育て支援に取り組むとともに、市内の子育て支援を行う保育所（園）、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を市民や子育て支援に取り組む事業者との協働で進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取り組みについて広く周知していくことが重要です。

そのため、本計画について、市民や子育て支援に取り組む事業者等への配布、ホームページ掲載等を行うとともに、子育て家庭の方が市の行う各種子育て支援事業について認知し必要とするサービスを受けるために、子育てに関する情報誌についても配布、ホームページ掲載等を行います。

#### (2) 各主体の役割

計画を総合的に推進していくためには、家庭・地域・企業・行政などの子育て支援に関わる各主体がそれぞれの役割を認識し、連携を図りながら、協働して取り組むことが大切です。

##### ① 家庭

子育ての第一義的な責任は保護者であり、家庭は子どもにとって一番大切な場所です。愛情を持ち、さまざまな人の協力を得ながら子どもの育ちを支え、子どもの成長とともに親自身も成長していく場となることが大切です。

##### ② 地域

近所の子どもと挨拶を交わしたり、登下校の子どもを気づかったり、市民一人ひとりが子どもや子育て家庭を温かく見守りながら、隣近所や子育てをしている親同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが大切です。

##### ③ 企業（職場）

子育てと仕事の両立に理解ある職場づくりに努めることが大切です。また、男女ともに多様な働き方の選択ができ、家庭生活と職業生活の両立を図るため、育児・介護休業制度の定着、多様な勤務形態の導入、労働時間の短縮、再雇用制度の拡充など、雇用環境の整備が大切です。

#### ④ 行政

市民のニーズの把握とさまざまな子育て活動への支援を行い、市全体として総合的かつ一体的に子育て支援施策を推進します。そのためには、福祉分野に限らず、広範な分野の担当部局が連携・協力し、全庁的に計画の推進に取り組みます。

また、市民や子育て支援を行う事業者、関連機関と相互に連携・協力を図り計画を推進します。

## 2. 計画の評価・検証

各種施策及び本計画の着実な推進を図るため、各施策・事業の進捗状況を把握するとともに、点検・評価を行い、必要に応じて事業内容を見直します。

また、関係団体・関係機関、学識経験者、市民代表からなる「朝倉市子ども・子育て会議」に計画の進捗状況を報告するとともに評価を行い、子育て支援に関する問題提起・提案等を行うことにより、本計画の適切な進行管理のもと実効性のある取り組みの推進を図ります。